共助第３１８号
平成２４年８月１０日

特定非営利活動法人環境共生支援センター　御中

埼玉県県民生活部共助社会づくり課長　下田正幸

市民への説明の要請について

貴法人から、特定非営利活動促進法（以下「ＮＰＯ法」という。）第２９条の規定に基づく事業報告書等の書類が提出されないため、下記１のとおり文書督促及び過料事件通知を行いましたが、当該書類は提出されておりません。

ついては、「埼玉県における「ＮＰＯ法の運用方針」について」に基づき、下記２により市民への説明を実施するとともに、当該説明の実施状況及び内容等を埼玉県まで書面により報告するよう要請します。

なお、貴法人は、平成２０年度及び平成２１年度分についても未提出となっております。今後、提出のない場合には、ＮＰＯ法第４３条第１項に基づき、設立認証取消しの処分を行うことになることを申し添えます。

記

１　文書督促等

①文書督促１回目：平成２３年８月３１日付けＮＰＯ第３５８-１号
②文書督促２回目：平成２３年１０月３１日付けＮＰＯ第４９３－３号
③過料事件通知　：平成２４年２月２４日付けＮＰＯ第７４７－４号

２　市民への説明要請について

(1) 説明していただきたい内容
　ア　事業報告書等の提出されていない理由
　イ　今後の提出の予定

(2) 説明の実施方法
　市民への説明は貴法人により自主的に実施されるものであり、実施方法については、貴法人に委ねられますが、参考例としては以下のものがあります。
　・貴法人の事務所において誰でも閲覧可能な状態で説明文書を備え置く。
　・貴法人が運営するホームページ上において説明文書を掲載する。
　・適切な人数を収容できる会場において説明会を開催する。

(3) 説明等の期限
　ア　説明の実施
　　平成２４年８月１７日（金）
　イ　埼玉県への書面による報告
　　平成２４年８月１７日（金）必着

３　報告書提出先及び問合せ先

〒330-9301　埼玉県さいたま市浦和区高砂３丁目１５番１号
埼玉県県民生活部共助社会づくり課　ＮＰＯ認証・認定担当
電話番号：048-830-2823　ＦＡＸ番号：048-830-4751

市民への説明は、ＮＰＯ法の趣旨に鑑み、特定非営利活動法人が自らに関する情報を公開するものです。このため、この要請及び埼玉県に提出された文書は、広く市民間において情報が共有されるように、また所轄庁における手続の透明性を確保する観点から、埼玉県のホームページ上に掲載して公表します。なお、期限を過ぎても報告がなかった場合も、その旨を掲載し公表します。